

さいたま市告示 第 1 5 4 0 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条の規定により次のとおり公示する。

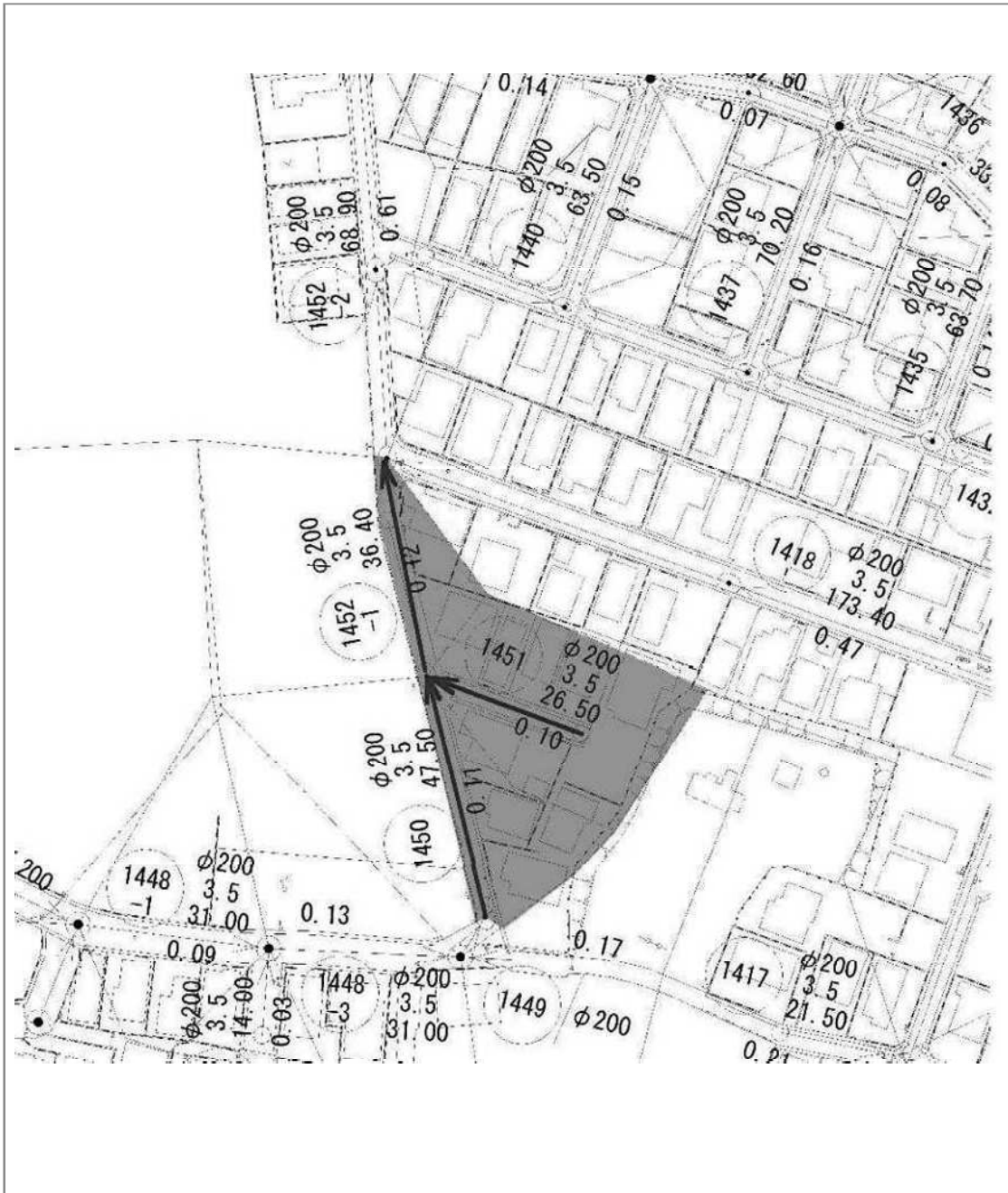
なお、関係図面は本市建設局下水道部下水道総務課において縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

さいたま市長 清水 勇人

- 1 供用及び下水道の処理を開始する年月日
令和 7 年 1 0 月 1 日
- 2 供用及び下水の処理を開始する区域
岩槻区大字金重、岩槻区大字小溝、緑区大字下野田地内の一部
- 3 公示面積
2 . 1 7 h a
- 4 供用を開始する排水施設の位置
別紙図面のとおり
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 6 接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
埼玉県三郷市番匠免 3 丁目 2 番 2 号
中川流域下水道中川水循環センター

区画割平面図



工事名:岩槻第1-2 処理分区下水道工事(北建-R7-1013)(ゼロ債)

処理面積:0.17ha

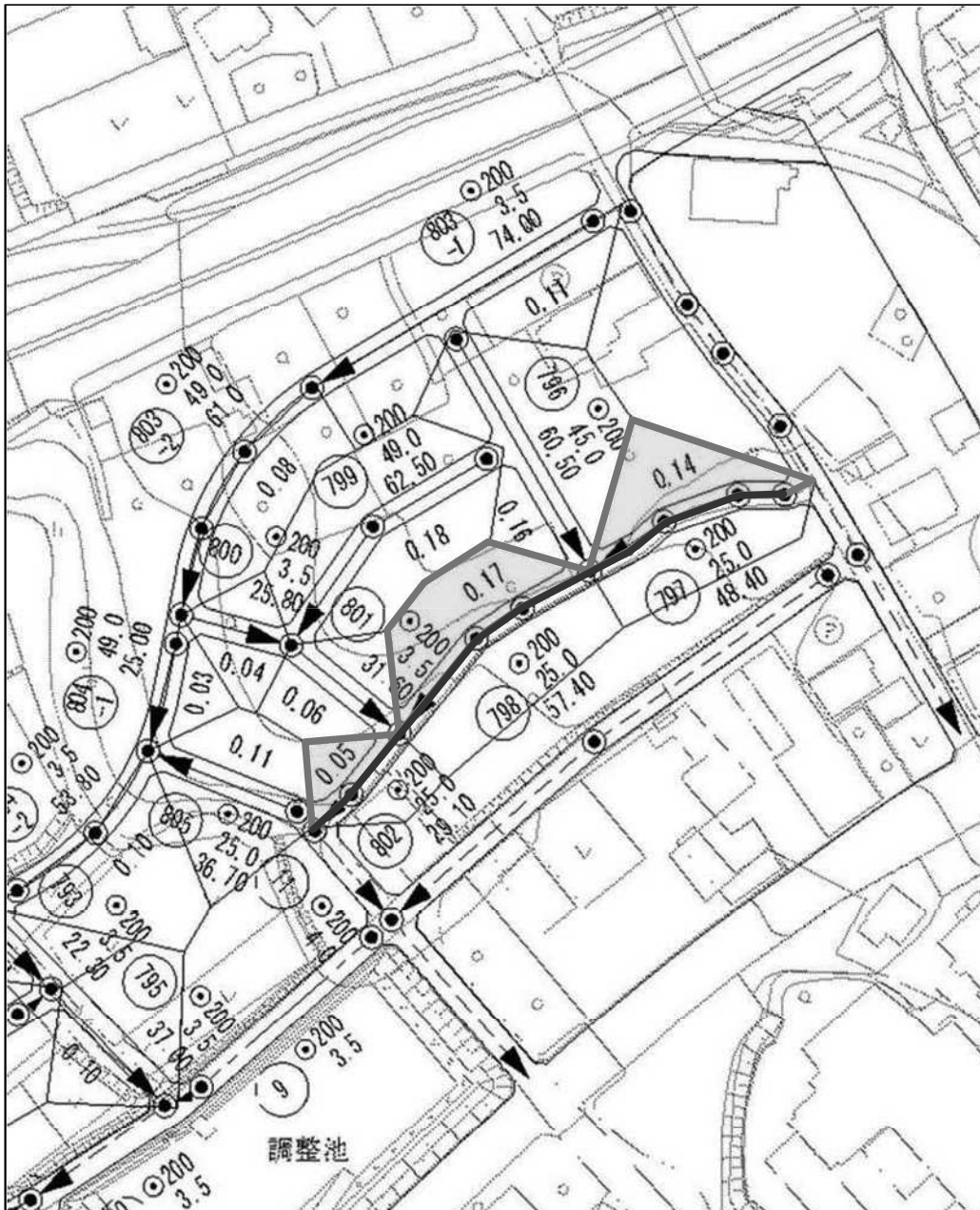
区画割平面図



工事名称：岩槻第4処理分区下水道工事（北建-R6-1019）（2 債）

処理面積：1.82ha

区画割平面図



工事名：浦和第1処理分区下水道工事（南建-R7-1005）（ゼロ債）

処理面積：0.18ha